

が減額されていた方も少なからず、ただけに、何がどう変わったかを知ることは重要だ。ましてや今後の働き方を考える上では避けては通れない問題なのである。改正点を端的に言えば、「年金月額」と「総報酬月額」を合計した金額が28万円(改正前)を超えるか、47万円(改正後)を超えるかの違いで、これまで支給停止となっていた方の多くが、減額の影響を受けないうことになる。

【改正前】年金月額と総報酬月額の合計が28万円を超えた場合、超えた部分の2分の1が支給停止

【改正後】年金月額と総報酬月額の合計が47万円を超えた場合、超えた部分の2分の1が支給停止

その違いを文章だけで説明すると、となるとややこしくなるので、具体例を挙げてシミュレーションをしてみよう。

【改正前】年金月額:10万円
総報酬月額:
標準報酬月額20万円+標準賞与額(60万円÷12)=25万円
10万円(年金月額)+25万円(総報酬月額)=35万円となり
28万円を超えたので、(10万円+25万円)-28万円=7万円
7万円×1/2=3.5万円が支給停止

【改正後】(年金月額と総報酬月額の合計が47万円を超えた場合、その1/2が支給停止)
年金月額:10万円
総報酬月額相当額:
標準報酬月額20万円+標準賞与額(60万円÷12)=25万円
10万円+25万円=35万円となり、47万円以下なので
支給停止なし

勿論、改正後であっても「年金月額」と「総報酬月額」を合計した金額が47万円を超えた場合は減額(支給停止)となってしまう。しかし、47万円を超える人がどれ

くらいだろうか?むしろ、「超えたいもんだ」という人の方が多いかもしれない。さて、「皆さん長く解りましたね」と言っても、どれだけの方が理解できたのだろうか?「分かったような、分からないような」という方が大半なのでは?というのも、これまでの説明の中には普段は使わない用語が出てくる。その用語の意味が分からなければ理解はできないし、説明を続けていくと、そこにまた別の用語が次から次へと出てくるという具合で、だんだん訳が分からなくなってしまうのだ。生活知恵袋の解説はここからが真骨頂で、順番に出てくる用語を紐解いていくことにする。

「在職老齢年金」を説明する上で、先ず出てくるのが受給する年金の「基本月額」だ。そこで、「基本月額」とは「加給年金額を除いた老齢厚生年金の月額である。ここに出てくる加給年金って何か?というところ?」

【加給年金とは】厚生年金の被保険者が65歳に到達した時点で、被保険者が扶養する子供や配偶者がいる場合に支給される年金のこと。年金における「家族手当」と呼ばれており、配偶者に加給年金として加算される金額(令和4年4月から)は38万8900円が通常の老齢厚生年金にプラスして支給されるものだ。そして、次に出てくるのは「総報酬月額」だ。

【総報酬月額とは】その月の標準報酬月額+その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12ヶ月

平たく言うと、ほぼ1年間の収入

を12か月で割ったものと言える。またまた「標準報酬月額」「標準賞与額」と新しい用語が出てきたので、解説していこう。

【標準報酬月額】標準賞与額とは「標準報酬月額」は、会社が毎月支払う従業員の給料から、厚生年金保険料や健康保険料の金額を決定する際に利用するもので、月々の給料を1〜50の等級(厚生年金は1〜32)に分けて表すもの。つまり、社会保険料は毎月の給料額をもとに保険料を算出するのではなく、複数月の平均から算出された「標準報酬月額」によって簡便化されているという具合だ。具体例を挙げれば、19万5000円〜21万0000円の給料の方は、17(14)等級、20万0000円として計算される。一方、標準賞与額は、ボーナス、期末手当、年末手当、夏(冬)季手当などの年3回以下の回数で支給されるもので、税引き前の賞与の額から千円未満の端数を切り捨てたもので(34万5600円の場合は↓34万5000円)である。説明している本人でもややこしいと思うし、用語の意味が分かってこそ理解に繋がるといふものだ。頭の中がこんがらがりそうだが、一旦戻った上で順番に見ていただければお判りいただけるのではないだろうか?。

■ 在職中の厚生年金保険料

60歳以降も在職中であれば厚生年金保険料を支払うことになる。国民年金は20歳〜60歳までだが、厚生年金の場合は在職であっても70歳までが被保険者期間と

なり、そこまでは保険料も労使折半で納めることとなる。当然に収めた保険料はその後に受給する厚生年金に上乗せになる。しかし、60歳以降に収めた部分が年金額に反映されるのは65歳からで、65歳以降に収めた部分は70歳まで待たなければならなかったが、この度の改正で見直しとなった。

■ 在職時改定制度の導入

今までは、年金額が見直されるのは①65歳からの「老齢厚生年金」が支給される時、②70歳(厚生年金の被保険者期間終了)の時、そして③退職時の3つのケースだけだったが、今年4月からは在職時改定の制度が導入されて、年金額が毎年1回の定時に改訂されることになった。改定の時期は、9月1日の時点で厚生年金の被保険者である場合は、10月分の年金から改定となる。これにより、前年9月から当年8月までの1年間の加入実績(収めた保険料)に応じて年金額が増えることになったのだ。65歳以降、年金をもらいながら働く高齢者にとって、「年金月額」と「総報酬月額」の合計が47万円を超えない限り、年金受給額は毎年増えていくことになる。むしろ当たり前とも言えるのだが、うれしい制度改定と言える。年金受給年齢が65歳となり、人生100年時代とも言われる中、働き方を含めた老後の生活設計は必須と言える。

■ 来月号は

年金の繰上げ・繰下げについて考えてみよう。